

瑞穂市

地域経済循環創造事業補助金

公募及び選定要領

瑞穂市

令和8年4月改定版

1 目的

本要領は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造することを目的とした総務省所管の地域経済循環創造事業交付金へ本市から申請を行う事業（以下「申請事業」）を公募及び選定するにあたり、必要な事項等を定めたものです。

2 瑞穂市地域経済循環創造事業補助金

(1) 概要

申請事業のうち、総務省より交付決定を受けた事業について、別に定める補助金交付要綱に基づき、市より補助金を交付します。

(2) 公募の対象となる事業

公募の対象となる事業は、次のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、事業者等が初期投資を行う事業とします。

ア 市、地域の金融機関等との連携を通じて、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。

イ 事業の実施により、本市の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。

ウ 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。

エ 下記「(3) 補助対象経費」に規定する補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」）のうち、事業者等が地域金融機関、日本政策金融公庫から受ける融資額又は一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額、地域活性化ファンドから受ける出資額又は民間クラウドファンディングにより調達された資金の額の総額が下記「(4) 補助金額」に規定する補助金額と同額以上であり、当該融資は無担保（補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」）により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）の融資であること。なお、経営者が事業者等の連帯保証人（経営者保証）となっていない融資であること。

オ 当該融資の実行について金融機関から了解を得ていること。

(3) 補助対象経費

補助対象経費は、総務省が定める地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成 25 年 2 月 27 日付け総行政第 29 号総務大臣通知）による交付金の交付決定の日から同要綱第 12 条に規定する実績報告をした日までに要した次の表に掲げる経費とします。

経費の区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備および構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用

	地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費 (事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む)
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、事業者等と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、事業者等が直接行う調査研究に係る経費は除く。

(4) 補助金額

補助金の額は、補助対象経費の合計額から上記「(2) 公募の対象となる事業」のエに規定する融資額及び事業者等の自己資金等の額を控除して得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、次のア～エに掲げる区分に応じた金額を上限とします。

- ア 融資額が補助金の額と同額以上2倍未満の額の場合 3,000万円
- イ 融資額が補助金の額の2倍以上3倍未満の額の場合 4,000万円
- ウ 融資額が補助金の額の3倍以上4倍未満の額の場合 5,000万円
- エ 融資額が補助金の額の4倍以上の額の場合 5,500万円

(5) 補助対象期間

補助金を交付する期間は、交付決定を受けようとする年度を含めて最大2年です。

3 参加資格

申請事業の公募に参加できる事業者等は、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ・補助事業により市内に店舗、工場、事務所等を有し、又は設けようとする事業者等であること。
- ・市税及び市債務を滞納していないこと。
- ・公序良俗に反する業務内容を含む営業を行っていないこと。
- ・政治活動又は宗教活動を目的とする事業を行っていないこと。
- ・瑞穂市暴力団の排除に関する条例(平成23年瑞穂市条例第21号)第2条第1号から第3号までに定義する暴力団等と密接な関係を有すると認められる者が事業に関与していないこと。
- ・同一年度内の申請事業の公募に一度も参加していないこと。

4 事業要件

申請事業の公募に参加できる事業は、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ・国が実施する他の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。

- ・本市が実施する同種の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。
- ・補助事業は、市の交付決定後に着手し、当該年度の翌年度の3月初旬までに完了する事業であること。（市の交付決定前に着手された事業は補助対象になりません。また、補助対象期間内に事業が完了しない場合も補助対象になりません。）

5 参加方法

(1) 提出書類

公募に参加する事業者等は、公募締切日までに以下の書類を提出してください。

- ・瑞穂市地域経済循環創造事業補助金申請事業選定に係る申込書（様式第1号）
- ・参加資格及び事業要件に係る申立書（様式第2号）
- ・総務省が定める地域経済循環創造事業実施計画書
- ・事業の工程表（任意様式）
- ・事業の実施にあたり遵守すべき法令等及び取得が必要な許可等の状況が分かる資料（任意様式）
- ・事業の実施場所における登記事項証明書の写し（実施場所を今後取得する場合は、所有者、所在地、面積、取得見込額等が分かる書類）
- ・その他市長が必要と認める書類

(2) 提出部数

6部及び提出書類のPDFデータを提出してください。

(3) 公募締切日

区分	締切日
第1期	6月15日
第2期	9月15日
第3期	12月15日
第4期	3月15日

- ・締切日が土日祝日の場合は、翌開庁日を締切日とします。
- ・持参の場合における受付時間は、平日の8時30分～17時15分です。
- ・上記期間に関わらず国が受付を停止している期間は受付を行いません。
- ・上記期間に関わらず同一年度内に既に本市の事業が国から交付決定を受けている場合は受付を行いません。

(4) 提出先

〒501-0293 瑞穂市別府 1288
 瑞穂市役所 企画部総合政策課
 E-mail: sougou@city.mizuho.lg.jp

(5) 提出方法

郵送(配達記録の残る郵送方法に限る。)又は持参により提出してください。なお、提出書類のPDFデータは電子メールで送付してください。

6 提出書類の記入方法

(1) 提出書類の様式

提出書類の様式は本市のホームページより入手してください。

<https://www.city.mizuho.lg.jp/13612.htm>

(2) 書類作成時の書式等

- ・用紙サイズはA4とし、横書きとすること。
- ・使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とすること。
- ・提出書類は全て順に並べファイル等に綴じ、通しのページ数を付すこと。印刷の色は、カラー、白黒を問いません。

(3) 様式記入上の注意

総務省が定める地域経済循環創造事業実施計画書	以下のことをわかりやすく記載してください。 <ul style="list-style-type: none">・産官学勤労言の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。・事業の実施により、本市の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。・他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。・補助金の交付後は本市からの支援を必要としない持続可能な事業であること。
補助金事業の工程表(任意様式)	・補助事業の事業内容について着手から完了までの工程を記載してください。
申請事業の実施にあたり遵守すべき法令等及び取得が必要な許可等の状況(任意様式)	申請事業の実施にあたり必要な以下の内容について記載してください。 <ul style="list-style-type: none">・遵守すべき法令等・取得が必要な許可等の名称及び取得スケジュール

(4) 留意事項

- ・市は、提出書類を申請事業の選定以外に使用しません。
- ・書類の提出にかかる費用は、事業者等の負担とします。
- ・書類の提出後は、事業計画書等の修正又は変更は認めません。

- ・提出書類は、返却しません。
- ・提出書類は、選定に伴う作業等に必要な範囲において、市が複製を作成することがあります。
- ・第三者より申請事業の選定に係る情報公開請求があった場合は、瑞穂市情報公開条例(平成15年条例第8号)に基づき、提出書類を公開することがあります。

7 選定

申請事業を選定するに当たり、公平性を確保し適正に事業を選定するため、以下の通り選定を行います。

(1) 審査会の設置

申請事業への公募があった場合は、申請事業を選定するため、関係部署の課長以上の職員で組織する地域経済循環創造事業補助金審査会（以下「審査会」）を設置・開催します。また、審査会は非公開とします。

(2) 審査方法

以下の基準をもって採点を行います。

評価の判断基準・着眼点	配点
1. 地域資源の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の名産品、特産品、地元名産の原材料、文化資源、自然景観等の地域資源を活用する事業であるか。(原材料を地域外から仕入れて製造した単なる加工品を地域資源とするもの、単に空き家等を改修して活用するもの等ではないか。) ・地域資源の特徴を生かし、ブランド化や知名度向上に寄与する事業であるか。 	15
2. 公共的な地域課題への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題を的確に把握し、課題解決に向けた持続可能で地域への波及効果が見込まれる事業であるか。 ・市の各種計画に記載されている課題や施策の方向性等と合致している事業であるか。 	15
3. 地域人材の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・実施内容により地域人材の新規雇用が十分に見込まれる事業であるか。 ・人的投資効果（地元雇用人件費の累計×7年／公費による交付額）は高い数値（目安1.0倍以上）となっているか。 ・雇用計画及び育成計画は具体的で確実性があるか。 	15
4. 事業内容のモデル性・実現性 <ul style="list-style-type: none"> ・同様の課題を抱える地域へのモデルとなる事業か。 ・4P（プロダクト、プライス、プレイス、プロモーション）のそれぞれの項目について、具体的にどのような考え方（事業 	20

戦略)を持っているか詳しく記載されており、実現性があるか。	
5. 事業内容の新規性 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者等によって今までの取組とは異なる新たな事業であるか。(単に生産量を増加させるもの、工場を増設するもの等、既存事業の拡大ではないか。) ・市内において、前例のない取り組みとなっているか。 	10
6. 事業の収支計画 <ul style="list-style-type: none"> ・収支計画に妥当性はあるか。 ・既存事業の決算規模と比較して過剰な資金を投入する計画ではないか。 ・融資について金融機関との調整が十分に行われているか。 	10
7. リスクに対する回避策 <ul style="list-style-type: none"> ・事業に内在するリスクを認識しており、そのリスクに対する回避策があるか。 	5
8. 事業の自立性 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金事業の完了後、当市の地域課題の解決のため、自立して事業を実施していくことができるか。 ・事業化段階及び事業化後のフォロー体制が整備されているか。 	10
合計	100

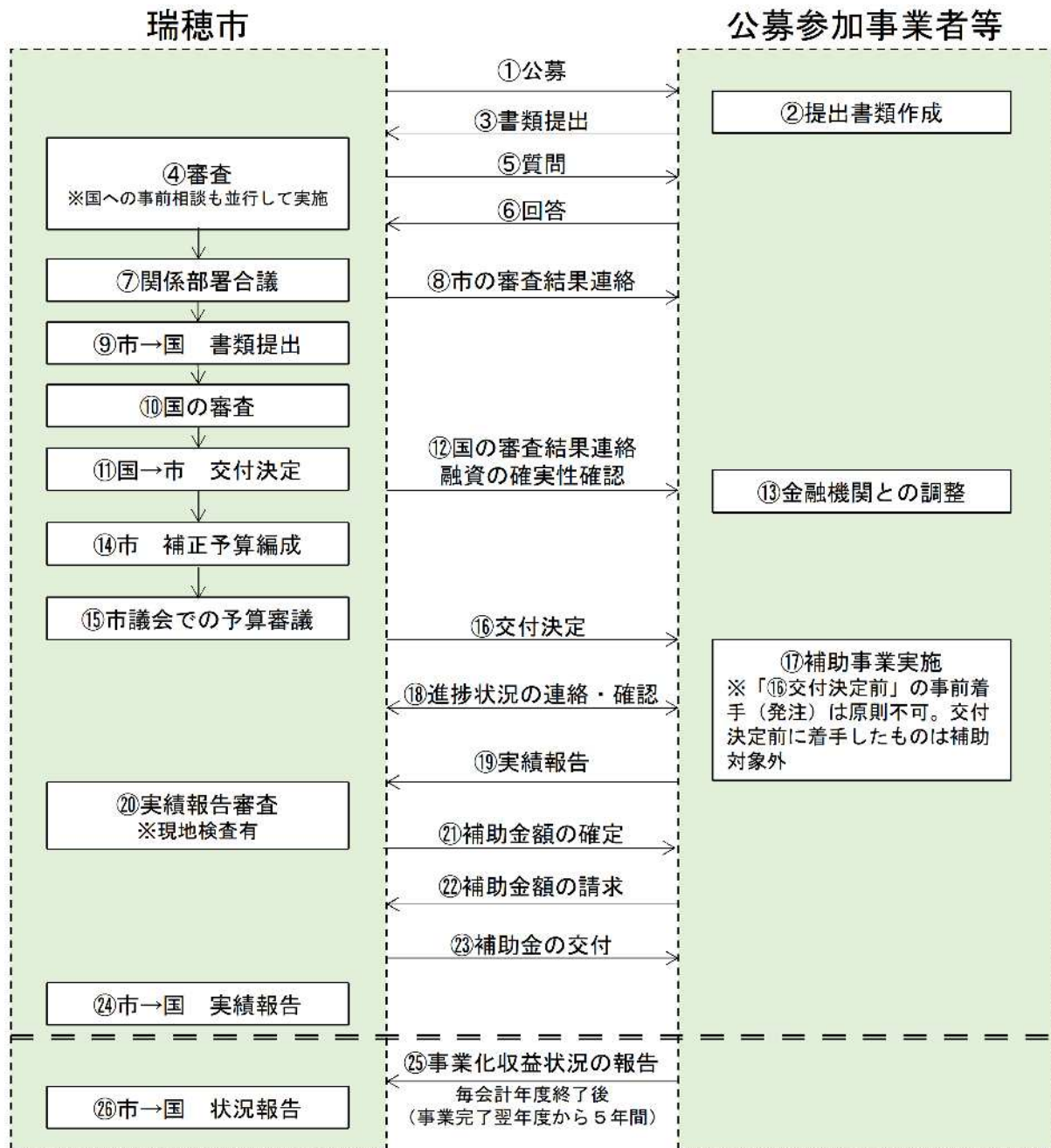
- ・審査員各自の評価点が上記1～8全ての項目において6割以上となった事業について、本市が抱える地域課題や財政等の状況に鑑み、関係部署の合議により申請事業を選定します。(全ての項目において6割以上になった事業でも申請事業とならない場合があります。)
- ・審査期間中に提出書類の内容について市より質問をする場合があります。その場合は定められた期限までに回答してください。期限までに回答が無い場合は失格とします。

(3) 選定結果の通知

公募に参加した全ての事業者等に対して文書により結果を通知します。なお、結果に関する問合せ、異議申立ては受付けないとともに、選定経緯については公表をしません。

8 事業の流れとスケジュール

(1) 事業の流れのイメージ



(2) スケジュール予定

区分	③公募締切日	⑨市→国書類提出	⑮市議会予算審議	⑯交付決定
第1期	6月15日	8月10日	12月議会	12月下旬
第2期	9月15日	11月10日	3月議会	3月下旬
第3期	12月15日	2月10日	6月議会	6月下旬
第4期	3月15日	5月10日	9月議会	9月下旬

・公募締切日に関する注意事項は「5参加方法」の「(3) 提出期間」をご確認ください。

9 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・選定の公平性を害する行為があった場合
- ・事業の採否の働きかけを行う目的で、事業者等又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触を持った場合
- ・未提出書類があった場合

10 留意事項

- ・事業計画書等の内容は、原則として変更できないものとしますが、総務省及び本市との調整の中で、補助金の目的を達成する上で必要があるときは、本市と事業者等との協議の上で変更するものとします。
- ・補助金額は、原則として増額できないものとします。
- ・提出にあたり、総務書のホームページにて地域経済循環創造事業交付金交付要綱及び地域経済循環創造事業交付金に関する資料を必ず確認してください。